

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号

株 式 会 社 省 電 舎

代表取締役社長 嘉 納 毅

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp>)において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成27年6月25日(木曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日 金曜日 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 3階 牡丹
3. 株主総会の目的事項
(報告事項) 第30期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告・計算書類および連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(決議事項)
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(URL <http://www.shodensya.com/>)において掲載させていただきます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(URL <http://www.shodensya.com/>)に掲載していますので、本招集ご通知及び添付書類には、記載していません。会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知及び添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策や金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢が改善するなど、景況感の改善が見受けられたものの、消費税率引き上げの影響による消費の落ち込みの長期化や、円安進行に伴う原材料価格上昇による物価上昇の影響により個人消費が低調に推移する中、世界経済にも景気下振れの懸念材料があり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが推進するエネルギー関連事業を取り巻く環境は、再生可能エネルギーに注目が集まる中、太陽光発電については、固定価格買取制度における買取価格の引き下げ等の影響を受け、今後太陽光発電設備の建設ラッシュは終息するものと想定されます。その一方で、当社が推進するバイオガスを含むバイオマス発電に対しては、経済産業省から電力会社に対して優先的に買い取るよう要請が出る等、今後も再生可能エネルギーは電源の偏りを是正しつつ推進されるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループは再生可能エネルギー事業を軸に営業を推進いたしました。経営資源を再生可能エネルギーに集約する中、省エネルギー事業については、大幅に縮小しつつ事業を推進いたしました。

省エネルギー関連事業についてはほぼ計画通りの実績を計上することができましたが、再生可能エネルギー事業については、バイオガスプラントの第1号案件が完工したものの、バイオガス発電設備施工において、為替変動及び想定外の最終調整工事等が発生したことにより原価が増加、当該案件で想定していた利益を確保できないという結果になりました。また太陽光発電設備工事においては、利益率の低い案件の売上計上、当期内に完工し売上計上を見込んでおりました案件において行政の開発許可が想定以上に長期化、施主側の施工計画の遅延に起因し、完工時期に遅れが生じ、期ずれが発生、計画未達の結果となっております。

また、創業より続けて参りました省エネルギー関連事業について、再生可能エネルギー事業に経営資源を集約し、早期に経営改善を図ることを目的に省エネルギー関連事業からの撤退を平成27年2月4日開催の当社取締役会で決議しております。これに伴い、当社が保有する省エネルギー関連事業に係る棚卸資産の評価減等を行い、事業撤退損190百万円を特別損失として計上しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,638百万円（前年同期比828百万円増、45.8%増）、営業損失316百万円（前年同期 営業利益14百万円）、経常損失357百万円（前年同期 経常利益17百万円）、当期純損失568百万円（前年同期 当期純損失16百万円）となりました。

セグメントの業績については、次の通りであります。

（省エネルギー関連事業）

省エネルギー関連事業につきましては、上述の状況により人員を絞り込み、少人数で事業を推進し、計画通りに推移したものの、売上高減少による利益減少の影響を受け、売上高275百万円（前年同期843百万円 67.4%減）、セグメント損失（営業損失）は85百万円（前年同期 営業損失74百万円）となりました。

（再生可能エネルギー事業）

再生可能エネルギー事業につきましては、当社子会社が積極的に営業推進してまいりましたバイオガспラントの1号案件が完工し、また太陽光発電事業を積極的に推進したことにより売上高を大幅に増加することができました。しかしながら、バイオガспラントの建設工事に係る為替変動及び想定外の最終調整工事等が発生し、当該案件で想定していた利益を確保できませんでした。また、太陽光発電設備工事においても、売上総利益率の低い案件の受注、行政の開発許可が想定以上に遅れたこと等に起因し、工期に遅れが生じ、当連結会計年度末に完工予定だった案件に期ずれが発生いたしました。この結果、売上高2,363百万円（前年同期965百万円 144.7%増）、セグメント損失（営業損失）236百万円（前年同期 営業利益83百万円）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備等の取得はありません。

（3）資金調達の状況

当社は、平成26年5月にライツ・オフアリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）の権利行使により、514百万円を調達しております。

（4）事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

（5）他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

平成23年3月の東日本大震災に端を発した電力需給の逼迫並びに電力価格の高騰により、我が国における電力に対する認識が大きく変化いたしました。電力に対する意識変化や再生可能エネルギーの活用が活発になる中、再生可能エネルギー分野においては平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、近年の太陽光発電設備の急増に見られるように急激な拡大を続けており、今後、太陽光だけでなくバイオマスや風力等、他の再生可能エネルギー源においてもこの市場拡大は続くものと想定されております。

こうした環境の中で、急拡大する再生可能エネルギー市場に対応するため、増加する案件に効率的に対応すべく戦略的事業パートナーの強化並びに新たなパートナー企業との連携を図るとともに、人材確保と人材育成が当社の事業を拡大する上で、重要な課題であると考えております。

また、当社グループは、当連結会計年度において重要な営業損失316百万円、経常損失357百万円及び当期純損失568百万円を計上しております。また、当連結会計年度の営業キャッシュ・フローは△436百万円となっております。

これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

これらの状況を解消すべく、当社グループは、以下の対応策に取り組んでおります。

① 営業利益及びキャッシュ・フローの確保

- ・再生可能エネルギー事業
(太陽光発電事業)

当期につきましては、案件の精査ができておらず、利益率の低い案件を成約する結果となりました。現状、太陽光発電については固定買取制度における買取価格が下降傾向にあり、利益率確保が困難であります。案件の精査及びこれまでの太陽光案件で培ってまいりました工事会社とのネットワークを活用し、原価の低減を図り、利益率の向上を進めてまいります。

また、上記の通り、固定価格買取制度における買取価格が下降傾向ではあります。固定価格買取制度の権利取得済み、未施工の案件は数多く存在しております。営業面につきましては、営業の効率を高めるため、未施工の案件を数多く所有している事業者への営業を中心とし、一顧客より複数案件の受注を獲得するよう営業体制をとってまいります。

(バイオガスプラント事業)

当期に完工いたしました案件は、第1号案件であり、当初想定し得なかった追加工事の発生や、想定以上の為替変動等に起因して、損失を計上する結果となりました。工事発注先についてプラント建設工事を細かく分断して発注した結果、工事業者相互の連携がとれず非効率となり、追加工事が発生する結果となったことから、今後につきましてはこれらの反省点を踏まえ、工事発注の際の工事業者を数社に絞り込むことで、想定外の追加工事の発生を防止する策をとり、利益確保を進めてまいります。また申請が簡易であり、施工期間も大型のものより短期間で完工可能な小型の案件や、I P P事業向けの案件組成にも注力してまいります。

・ P K S 事業

当事業は、安定的な利益を確保できる事業であると考えております。当事業の立ち上げのため、当期はインドネシアに子会社を設立したところであります。新しい当社グループの収益源とするため、本事業を早急に軌道に乗せるよう、推進してまいります。

・ 省エネルギー関連事業

平成27年2月4日開催の当社取締役会決議により、省エネルギー事業より撤退しておりますが、継続取引を頂いているお客様よりのご依頼がある場合において、引き続き売上を構築しているところです。売上高については大幅に減少することになりますが、当事業の収益性が低かった要因の一つである成約率の低さ、案件成約までの期間の長期化による経費の増大化が解消され、利益に寄与することとなります。

② 案件精査、利益率確保のための体制

案件の精査、見積の正確性を高めるため、営業担当、技術部門、工事管理部門参加のプロジェクト会議を立ち上げております。本プロジェクト会議は、月に1回の定例会議と大型案件が発生した場合の臨時会議を行い、案件ごとの想定原価審査、工程の確認等により利益率確保に努めてまいります。

③ 諸経費の削減

随時、販管費の見直しを実施し、販管費の削減を推進し、利益確保に努めてまいります。

④ 資金調達

財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を複数社と進めております。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 27 期 平成24年 3 月期	第 28 期 平成25年 3 月期	第 29 期 平成26年 3 月期	第 30 期 (当連結会計年度) 平成27年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,516,094	1,676,640	1,809,872	2,638,391
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△112,031	△122,010	17,409	△357,868
当期純損失 (千円)	6,422	132,987	16,921	568,183
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円・銭)	4.38	90.74	11.55	318.25
総 資 産 (千円)	980,534	1,010,049	1,550,922	1,641,422
純 資 産 (千円)	443,439	309,841	294,078	239,570
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円・銭)	298.16	207.33	196.57	126.79

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 27 期 平成24年 3 月期	第 28 期 平成25年 3 月期	第 29 期 平成26年 3 月期	第 30 期 (当事業年度) 平成27年 3 月期
売 上 高 (千円)	1,516,094	1,597,540	1,522,873	716,038
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△94,881	△60,665	34,851	△169,769
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	10,787	△71,461	△277	△666,845
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円・銭)	7.36	△48.76	△0.19	△373.51
総 資 産 (千円)	997,155	1,074,736	1,007,300	830,520
純 資 産 (千円)	460,649	388,577	389,457	236,288
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円・銭)	309.90	261.05	261.65	125.01

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算定しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
ドライ・イー株式会社	百万円 190	% 100	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(10) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	事業内容
省エネルギー関連事業 (エスコ関連事業)	再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業及び導入機器の販売業務
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー設備導入における企画、設計、販売、施工及びコンサルティング業務

(11) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

当 社	本 社：東京都港区 大阪オフィス：大阪府大阪市西区
ド ラ イ ・ イ ー 株 式 会 社	本 社：東京都港区

(12) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

	従 業 員 数	対前連結会計年度末比増減
省エネルギー関連事業 (エスコ関連事業)	10名	7名減
再生可能エネルギー事業	14名	8名増
合 計	24名	1名増

(注) 当社グループは経営資源を再生可能エネルギー事業に集約し、省エネルギー事業を大幅に縮小して事業推進しているため、省エネルギー関連事業の従業員数が大幅に減少し、再生可能エネルギー事業の従業員数が大幅に増加しております。

(13) 主な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	195,000千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,920,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,842,273株 |
| ③ 株主数 | 2,830名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
中村健治	304,500株	16.5%
日本証券金融株式会社	47,800株	2.6%
株式会社SBI証券	37,900株	2.1%
西出佳世子	27,200株	1.5%
松井証券株式会社	26,000株	1.4%
久田与次郎	22,000株	1.2%
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPC S JAPAN	21,200株	1.2%
岡本佳治	20,800株	1.1%
大沢最子	20,000株	1.1%
磯村勝之	12,100株	0.7%

(注) 持株比率は自己株式（1株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年3月19日開催の取締役会決議に基づきライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）を行い、この新株予約権の行使により発行済株式総数が376,673株が増加しております。

(2) 新株予約権に関する事項

- ① 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中において当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項等

平成17年11月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の数	38個
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 7,600株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個につき 355,800円 (1株当たり 1,779円)
新株予約権を行使することができる期間	自 平成20年12月16日 至 平成27年12月19日

新株予約権の行使の条件

- ・ 当該新株予約権は相続することができない。
- ・ 対象者が当社または当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、権利行使時においても当社または当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要す。
- ・ 対象者が当社の顧問の場合は、権利行使時においても当社の顧問であることを要す。
- ・ 対象者が当社の代理店である場合は、権利行使時においても当社の代理店であることを要す。
- ・ その他の条件は平成17年12月20日開催の定時株主総会及び平成17年11月25日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者の間で締結した新株予約権付与契約書に定めるものとする。

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社従業員	24個	4,800株	5名
当社役員	8個	1,600株	1名
当社代理店	6個	1,200株	2名

(3) 会社役員 の 状況 (平成27年 3月31日現在)

① 取締役および監査役の状況

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
中 村 俊	代表取締役社長	
嘉 納 毅	取 締 役	再生可能エネルギー事業担当役員
小 山 田 明 宏	取 締 役	管理本部担当役員
中 島 重 夫	取 締 役	
伍 堂 英 雄	常 勤 監 査 役	
奈 良 洋	監 査 役	税理士
松 井 孝 夫	監 査 役	

- (注) 1. 取締役中島重夫氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役奈良洋氏および松井孝夫氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役奈良洋氏は税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役奈良洋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 平成27年4月20日付で代表取締役社長中村俊氏が辞任により退任し、嘉納毅氏が代表取締役社長に就任しております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	2名	25,875千円	
監 査 役	2名	9,000千円	うち社外監査役1名2,400千円
計	4名	34,875千円	

- (注) 1. 会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額 取締役年額 100,000千円
2. 会社法第387条に基づく株主総会承認の報酬限度額 監査役年額 30,000千円
(いずれの限度額も平成16年9月10日開催の臨時株主総会決議)

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼任の状況（他の会社の業務執行者又は社外役員である場合）

氏名	兼任先および兼任内容	兼任先と当社との取引関係
奈良 洋	奈良会計事務所株式会社 代表取締役 e-マネジメント株式会社 監査役 リアルパートナーズ株式会社 監査役 株式会社オファーテック 監査役 株式会社小堀総合企画 監査役 社団法人日本フィットネス協会 監事 財団法人21世紀日本委員会 監事	—
松井 孝夫	日本アジア証券株式会社 顧問 いい生活株式会社 顧問	—

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
中島 重夫	社外取締役	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、適時適正な発言を行っております。
奈良 洋	社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、監査役会12回のうち11回に出席し、適時適正な発言を行っております。
松井 孝夫	社外監査役	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、適時適正な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

アーク監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 12,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 12,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

当社グループ全社を横断するコンプライアンス統括室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、顧問弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることがないことをその内容に含んでおります。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規定に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役および監査役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクに対処する為、経営管理部は経営戦略会議、取締役会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議、経営戦略会議を設置し、原則毎月一回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、原則月に一回開催される取締役会に出席し、また必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべき定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査役は、取締役会等の重要な経営会議において、取締役および使用人等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や、内部監査担当部門や会計監査人からの報告等を通じて、業務執行状況の監査を実施します。

監査役は、代表取締役社長との定期的な会合を設けるとともに、内部監査担当部門および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

- (8) 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	1,463,196	流動負債	1,401,395
現金及び預金	454,874	買掛金	314,103
受取手形及び売掛金	149,695	短期借入金	195,000
原材料	339,884	未払金	100,080
未成事業支出金	372,441	前受金	391,789
その他	151,310	未払法人税等	2,810
貸倒引当金	△5,010	仮受金	366,120
固定資産	178,226	メンテナンス費用引当金	1,524
有形固定資産	42,149	リース資産減損勘定	17,362
建物	1,979	その他	12,606
機械及び装置	5,678	固定負債	456
工具、器具及び備品	345	繰延税金負債	456
土地	34,146	負債合計	1,401,852
無形固定資産	80	純 資 産 の 部	
その他	80		千円
投資その他の資産	135,996	株主資本	232,788
投資有価証券	51,107	資本金	873,099
出資金	39,567	資本剰余金	680,279
長期貸付金	17,084	利益剰余金	△1,320,589
破産更生債権等	173,418	自己株式	△1
その他	28,916	その他の包括利益累計額	801
貸倒引当金	△174,098	その他有価証券評価差額金	801
		新株予約権	5,981
資産合計	1,641,422	純資産合計	239,570
		負債・純資産合計	1,641,422

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	千円 2,638,391
売 上 原 価	2,465,970
売 上 総 利 益	172,420
販売費及び一般管理費	488,846
営 業 損 失 (△)	△316,426
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	150
為 替 差 益	1,882
受 取 保 険 金	796
そ の 他	515
営 業 外 費 用	3,344
支 払 利 息	3,504
支 払 リ ー ス 料	4,155
株 式 交 付 費	36,694
そ の 他	432
経 常 損 失 (△)	44,786
特 別 損 失	△357,868
減 損 損 失	17,938
事 業 撤 退 損 失	190,214
税金等調整前当期純損失 (△)	208,152
法人税、住民税及び事業税	△566,020
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	2,163
当 期 純 損 失 (△)	△568,183
	△568,183

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	616,020	423,200	△752,405	—	286,814
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	257,079	257,079			514,158
当期純損失(△)			△568,183		△568,183
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	257,079	257,079	△568,183	△1	△54,026
当期末残高	873,099	680,279	△1,320,589	△1	232,788

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,282	1,282	5,981	294,078
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				514,158
当期純損失(△)				△568,183
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△481	△481		△481
当期変動額合計	△481	△481	—	△54,507
当期末残高	801	801	5,981	239,570

独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社 省電舎
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松島 康 治 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 幸 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社省電舎の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において重要な営業損失316,426千円、経常損失357,868千円及び当期純損失568,183千円を計上しており、また、営業キャッシュ・フローは△436,054千円となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	652,763	流 動 負 債	591,378
現金及び預金	201,742	買掛金	103,997
売掛金	130,226	短期借入金	195,000
原材料	11,238	未払金	259,807
未成事業支出金	1,142	未払費用	4,934
立替金	362,646	未払法人税等	2,121
前払費用	6,079	前受金	3,326
その他	41,353	預り金	1,495
貸倒引当金	△101,666	メンテナンス費用引当金	1,524
固 定 資 産	177,756	リース資産減損勘定	17,362
有形固定資産	41,804	その他	1,809
建物	1,979	固 定 負 債	2,853
機械及び装置	5,678	関係会社長期借入金	2,396
土地	34,146	繰延税金負債	456
無形固定資産	80	負 債 合 計	594,231
電話加入権	80	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	135,871		千円
投資有価証券	51,107	株 主 資 本	229,506
出資金	39,567	資本金	873,099
長期貸付金	17,000	資本剰余金	680,279
破産更生債権等	149,268	資本準備金	680,279
その他	28,866	利益剰余金	△1,323,870
貸倒引当金	△149,938	その他利益剰余金	△1,323,870
		繰越利益剰余金	△1,323,870
		自 己 株 式	△1
		評価・換算差額等	801
		その他有価証券評価差額金	801
		新株予約権	5,981
資 産 合 計	830,520	純 資 産 合 計	236,288
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	830,520

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	千円 716,038
売 上 原 価	568,473
売 上 総 利 益	147,565
販売費及び一般管理費	
役 員 報 酬	34,875
給 料 及 び 手 当	66,374
法 定 福 利 費	9,359
賃 借 料	32,058
支 払 報 酬	52,006
減 価 償 却 費	4,083
旅 費 及 び 交 通 費	15,926
そ の 他	72,182
営 業 損 失 (△)	286,866
営 業 外 収 益	△139,301
受 取 利 息	109
経 営 指 導 料	3,055
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,630
そ の 他	3,522
営 業 外 費 用	14,318
支 払 利 息	3,504
株 式 交 付 費	36,694
支 払 リ ー ス 料	4,155
そ の 他	432
経 常 損 失 (△)	44,786
特 別 損 失	△169,769
減 損 損 失	17,938
関 係 会 社 株 式 評 価 損	190,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	97,056
事 業 撤 退 損	190,214
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	495,208
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△664,977
当 期 純 損 失 (△)	1,867
	△666,845

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合 計
		資本準備金	資本剰余金合 計	その 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合 計		
当期首残高	616,020	423,200	423,200	△657,025	△657,025	—	382,194
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	257,079	257,079	257,079				514,158
当期純損失(△)				△666,845	△666,845		△666,845
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	257,079	257,079	257,079	△666,845	△666,845	△1	△152,687
当期末残高	873,099	873,099	680,279	△1,323,870	△1,323,870	△1	229,506

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,282	1,282	5,981	389,457
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				514,158
当期純損失(△)				△666,845
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△481	△481		△481
当期変動額合計	△481	△481	—	△153,169
当期末残高	801	801	5,981	236,288

独立監査人の監査報告書

平成27年5月27日

株式会社 省電舎
取締役会 御中

アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 島 康 治 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 藤 本 幸 宏 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社省電舎の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において重要な営業損失139,301千円、経常損失169,769千円及び当期純損失666,845千円を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月28日

株式会社省電舎監査役会

常勤監査役 伍 堂 英 雄 ㊟

監 査 役 奈 良 洋 ㊟

監 査 役 松 井 孝 夫 ㊟

※監査役 奈良洋、松井孝夫は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されましたので、あらたに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。~~

なお、定款第27条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第17条～第26条(条文省略) (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 第17条～第26条(現行どおり) (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2 当社は <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役3名全員は本總會終了の時をもって任期満了となります。また、今後の経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	か のう たけし 嘉納 毅 (昭和45年6月1日生)	平成5年4月 株式会社エス・エヌ・ケイ入社 平成13年8月 当社入社 平成16年5月 当社管理部長 平成16年12月 当社取締役管理部長 平成18年11月 当社取締役経営管理部長 平成23年12月 当社100%子会社 ドライ・イー株式会社取締役 平成25年4月 当社取締役管理本部長 平成27年4月 当社及び当社100%子会社 ドライ・イー株式会社代表取締役社長(現任)	1,000株
2	う ざわ とし お 鵜澤 利雄 (昭和22年10月3日生)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社(現(株)東芝)入社 平成10年6月 同社エネルギー海外営業統括部長 平成11年4月 同社電力システム社、海外営業統括部長 平成16年6月 東芝テクニカルサービスインターナショナル株式会社入社 平成16年7月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社顧問 平成20年8月 住友商事株式会社入社 平成22年10月 同社よりインドネシア火力発電所建設現場にプロジェクトアドバイザーとして赴任 平成24年12月 当社入社 顧問 平成27年4月 当社営業本部長(現任)	一株
3	なか じま しげ お 中島 重夫 (昭和25年3月12日生)	昭和48年4月 小杉産業株式会社入社 昭和60年5月 セコム株式会社入社 昭和61年11月 日本コンピュータセキュリティ株式会社(セコム・NTT合併会社) 出向 平成3年5月 同社取締役 平成5年4月 セコムアクア株式会社取締役 平成8年10月 同社代表取締役 平成14年4月 セコムアルファ株式会社代表取締役 平成21年6月 同社顧問 平成22年3月 セコム株式会社営業本部付担当部長 平成23年3月 セコム株式会社特命部長 平成24年4月 セコム株式会社顧問 平成24年6月 当社取締役(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	ふくもと ゆうじ 福本裕士 (昭和45年8月19日生)	平成6年4月 株式会社エス・エヌ・ケイ入社 平成13年11月 株式会社サミー入社 平成16年11月 当社入社 平成25年4月 当社経営管理部長 平成27年4月 当社管理本部長(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
2. 取締役候補者中島重夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の選任理由について
中島重夫氏は、豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験や知見から社外取締役に適任と判断し、候補者とするものであります。
同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結のときをもって3年になります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園2丁目5番20号
 メルパルク東京 3階 牡丹
 電話 03 (3433) 7210



- (交通) ●JR・モノレール
 浜松町駅(北口)より徒歩10分
 ●都営地下鉄三田線
 芝公園駅より徒歩5分
 ●都営地下鉄浅草線・大江戸線
 大門 駅より徒歩7分